

計画名 公共施設の空き部屋を学習室に開放（案）

1 現状と課題

現在、市内図書館の自習室の席数は、以下のとおりである。特に、本館では席数が不足し、テスト週間になると、開館前の早朝から座席確保のために中学生や高校生が多く列をなしている状況である。

市内の各公民館・ふれあいセンターでは、西尾市公民館運営要綱第 2 条第 2 項で「公民館の館長は、1 公民館につき 1 部屋に限り、勉強する目的で施設を利用する者に、時間、期間等を定めて開放することができる」の規定に基づき、テスト期間に限らず常時、学習スペースの提供をしている施設もあるが、各施設で運用が統一されておらず、市民への周知も積極的に行われていない状況である。

また、市民要望として、学生が自主学習のできるスペースの確保があげられている。

<各館の自習室席数>

- ・本館 39 席
- ・一色分館 改修により専用席は無し
- ・吉良分館 30 席
- ・幡豆分館 42 席

2 今後の方針・取り組み内容

各公民館・ふれあいセンターで、予約のない部屋を開放することが可能な施設において、学習室として開放する。また、ロビーなどのスペースに余裕がある場合は、学習スペースとして利用しやすい環境を整備する。

開放時期は、テスト週間に限定せず常時とし、開放する部屋は、2～3 日前までに各部屋の予約状況を確認し、各施設に掲示する。あくまでも、貸館を優先とし、当日に予約が入った場合は開放できないことがある旨をあらかじめ周知することとする。

各施設での利用状況を考慮し、市役所多目的室の開放も検討していくこととする。

3 効果

公共施設の空きスペースの有効利用と、学生が勉強できる環境の提供により、西尾市の将来を担う人材を育成するとともに、高齢者が利用者の中心となっている公民館・ふれあいセンターを子どもたちにも親しみやすく、立ち寄りやすい開放的な施設へと変えることができる。また、子どもたちが地域の公民館・ふれあいセンターを利用することで、利用者との交流が生まれ、地域ぐるみの教育支援にもつながる。子どもたちにとっては、地域への愛着と誇りを育むことが期待できる。

4 実施時期

平成 30 年 4 月

5 担当課
生涯学習課

6 考えられる課題・問題点

- (1) 開放状況の公表時期が難しい。
- (2) 利用者をどこまで制限するか。中学生・高校生までか。大学生・社会人までか。
- (3) ロビーは共有スペースのため静かではない。
- (4) 周知方法をどうするか。

7 課題・問題点に対する解決策

- (1) 開放状況の公表は、前日または当日に各施設の掲示板で行い、開放状況の確認は利用者自らが行う。
- (2) 予約状況によって、当日利用できなくなる場合もあることを周知する。
- (3) ロビーの場合は、共有スペースのため静かではないことを周知する。
- (4) 利用目的は、自主学習のみとする。
- (5) 利用可能な施設を市ホームページ等で市民に周知する。ただし、開放状況をリアルタイムに更新することは難しいため、直接施設へ問い合わせることとする。

計画名 投票区・投票所の見直し（案）

1 現状と課題

本市には、現在 33 の投票区が設置されており、投票区内の選挙人名簿登録者数や当日有権者数を比較すると、その人数に差が見られる。

合併により市域が拡大した一方で、選挙事務の担い手となる市職員が、西尾市職員定員適正化計画に基づき年々減少している。また、合併算定替による普通交付税が縮減されることから、選挙事務については、今後、人手や財源の不足が課題として考えられる。

以上のことから、市内の人口動態と厳しい財政状況に対応した、新たな選挙執行に係る環境を整備するため、投票区・投票所を見直しする。

2 今後の方針

投票区・投票所の見直しは、町内会をはじめ地域の理解を得る。また、投票機会の拡大や利便性の確保という観点で、期日前投票所の増設を視野に入れるとともに、有権者が政治に参加する投票機会の創出のため、環境の整備を図り、投票率の向上と効率的な選挙の管理・執行に努める。

3 取り組み内容

公職選挙法や国の設置基準などを基本とするが、地域の実情に配慮する必要があるため、「市民が慣れ親しんだ投票区」という従来の枠組みを尊重しつつ、各小学校区に 1 つの投票区を基本とし投票所を設置する。※具体的な取り組み内容は、別記のとおり。

また、期日前投票所については、現在、本庁舎 1 か所で開催しているが、投票手続きの簡素化や啓発活動の効果等により、近年利用者が増加傾向にある。さらなる投票率の向上を目指し、有権者にとって利便性の高い場所で、拡大した市域の中で地理的にバランスの取れた場所に期日前投票所を設置するという考えから、本庁舎との通信ネットワーク環境が整備された公共施設内に期日前投票所を 1 か所増設することを検討していく。

4 効果

各小学校区に 1 つの投票区を基本とすることで、4 つの投票区（投票所）を廃止し、人数に差があった名簿登録者数及び当日有権者数の平準化を図ることができる。また、投票所開設に係る経費や事務従事者などの人件費の削減につながる。

(見直しによる効果額)

投票管理者の報酬	13,900 円×4 人=55,600 円
投票立会人の報酬	13,900 円×8 人 (2 人×4 か所) =111,200 円
臨時職員の賃金	17,784 円×10 人=177,840 円
事務従事者	29 人×1,618 円×15H=703,830 円 (選挙当日と前日準備)
	※時間単価 (主任主査以下と臨時職員の平均単価) 1,618 円

合計 1,048,470 円

- 5 実施時期
平成 33 年度（次回の市長選挙、市議会議員選挙）
- 6 担当課
総務課（選挙管理委員会）
- 7 考えられる課題・問題点
 (1) 投票所の減少による投票率の低下
 (2) 投票区・投票所の統合により、投票所までの距離が遠くなる高齢者等への配慮
 (3) 投票所として適正な場所であるか否かの選定
 (4) 期日前投票所の確保及び増設に要する経費の増額
- 8 課題・問題点に対する解決策
 (1) 慣れ親しんだ投票所の廃止により、一時的な投票率の低下が予想されるが、期日前投票制度の認知度が高くなってきた現在、期日前投票所を増設することで、更なる投票機会の創出や利便性の向上につながる。
 (2) 高齢者などが投票に行きやすい環境をつくるという観点から、徒歩または自転車で行くことができる町内の集会施設などに投票所を設置することが望ましい。投票所を削減した場合には、高齢者などの選挙機会を確保するため、行政が投票所までの移動を支援していくことも視野に入れる。
 (3) バリアフリー化や駐車スペースの確保などを考慮し、町内会をはじめ地域の意見も反映しながら、設備の整った公共施設を優先的に投票所として選定する。

【3 取り組み内容：別記】

投票区、投票所（統合） ⇒ 現行 33 か所から 29 か所となり、4 か所減少

小学校区	投票区	選挙人名簿登録者数		臨時職員数		事務従事者数		現在の投票所	見直し後の投票所
三和小 ※米野、貝吹投票所を統合し1か所にする。	米野	4,183	6,964	3	4	9	10	三和保育園	三和保育園
	貝吹	2,781		3		9		東部保育園	
寺津小 ※寺津南、寺津北投票所を統合し1か所にする。	寺津南	3,135	6,407	3	4	9	10	寺津ふれあいセンター	寺津小学校 又は 寺津ふれあいセンター
	寺津北	3,272		3		9		寺津保育園	
幡豆小 ※鳥羽、西幡豆、寺部投票所を統合し1か所にする。	鳥羽	1,723	5,929	3	3	7	10	鳥羽老人憩いの家	幡豆小学校 又は 幡豆いきいきセンター
	西幡豆	3,427		4		9		幡豆小学校	
	寺部	779		2		7		寺部集会所	

※登録者数：平成 29 年 6 月 25 日執行 西尾市長選挙・西尾市議会議員一般選挙時

計画名 防犯灯の一斉LED化（案）

1 現状と課題

本市では、防犯灯は町内会が管理（蛍光灯約6,500灯、LED約4,000灯）しており、防犯灯設置事業に対して補助金を交付している（補助金額は、1灯につき防犯灯設置工事に要する経費の3分の2の額とし、25,000円を限度）。

また、町内会事務の地域振興活動事務委託料として防犯灯維持費を支出している（電気料の一部負担、1灯当たり蛍光灯2,050円、LED2,000円）。

近年、近隣自治体で防犯灯のLED化が進んでいる。LED化することにより、消費電力を抑え、修繕費を削減できる上に、耐用年数が長く防犯上も有利となるが、現状の補助制度のままでは、すべての防犯灯のLED化が完了するには10年以上かかる。

2 今後の方針

市内のすべての防犯灯を一斉にLED化する。

町内会管理のまま、市が民間業者と、長期リース契約、又はESCO (Energy Service Company) 事業(顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態)による業務委託契約を結び、多額の初期投資をかけずに一斉にLED化する。

また、当該契約分に係る改設補助金は予算計上しない取り扱いとする。

さらに、既設LED灯とのメリットの相違等を考慮し、防犯灯維持費のうち当該契約分に係るLED灯と、今後新設するLED灯は、単価の引き下げを行うこととする。

3 取り組み内容

町内会が設置し維持管理する防犯灯のうち、LED化されていない約6,500灯を町内会からの申請に基づき、交換工事や維持管理を含めた10年間の包括的リース方式、又はESCO事業の導入による10年間の業務委託契約を結び、多額の初期投資をかけずに、一斉にLED化を図ることとする。

また、当該契約分に係る改設補助金等は予算計上しない取り扱いとする。

具体的には、現在の年間約1,600万円の補助額から、改設補助に係る500件分、1,000万円を削減するとともに、250件平均の新設分についても200件を上限として設定することで100万円を削減し、予算総額を年500万円まで抑制する。新設要望等への対応は、この予算枠の範囲内で行うこととし、以後の新設は、LED灯のみを対象とする。

さらに、既設LED灯とのメリットの相違等を考慮し、当該契約分に係るLED灯と、今後新設するLED灯の維持費は、単価の引き下げを行うこととする。

具体的には、既存LED灯(約4,000灯)2,000円/灯に対し、当該契約分に係るLED灯(約6,500灯)と、今後新設するLED灯(年間約250灯)は、年額の電気料相当額である、1,600円/灯にまで引き下げられるものとする。

なお、当該契約を締結するには、町内会からの申請内容の現場調査を要するが、これに合わせて、防犯灯管理システムを構築し、市が現状把握を図る一助とする。

4 効果

見直し前（補助金）

設置費用	1億9,500万円	（市 1億3,000万円、町内会 6,500万円）
電気料金	1億6,400万円	（市 1億3,200万円、町内会 3,200万円）
計（①）	3億5,900万円	（市 2億6,200万円、町内会 9,700万円）

見直し後（リース契約又はESCO契約）

設置費用	1億3,000万円	（市 1億3,000万円、町内会 0円）
電気料金	1億 円	（市 1億 円、町内会 0円）
調査・システム費用	3,500万円	（市 3,500万円、町内会 0円）
新設補助上限設定	△ 1,000万円	（市 △ 1,000万円、町内会 0円）

計（②）	2億5,500万円	（市 2億5,500万円、町内会 0円）
効果額（②－①）	△10,400万円	（市 △ 700万円、町内会 △ 9,700万円）
（1年あたり換算）	△ 1,040万円	（市 △ 70万円、町内会 △ 970万円）

【歳出削減以外の効果】

- ・省エネ施策として有効である上に、耐用年数が長くなり防犯上も有利となる。
- ・電球が切れた際の交換など、町内会の事務作業が大幅に負担軽減できる。
- ・防犯灯管理システムの構築により、市が防犯灯の現状把握を図る一助とできる。

5 実施時期

平成 30 年度に契約・移行準備、平成 31 年度からの施行を目指す。

6 担当課

危機管理課 防犯灯事務の主担当（設置事業補助金を所管）

地域支援協働課 町内会事務の主担当（防犯灯維持費を所管）

7 考えられる課題・問題点

- （1）申請時の町内会長に大きな負担がかかる。
- （2）契約期間終了後の対応はどうか。
- （3）契約後の補助金削減による影響は。
- （4）契約の受注者次第では、市内電気事業者が活用されない懸念がある。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

- （1）町内会のメリット等を丁寧に説明する。
- （2）町内会へ無償譲渡を予定しているが、一斉の更新時期を迎える事態に備えて、再度の契約の可能性も含め、対応策を検討する。
- （3）新設分の予算は、上限を設けるものの、引き続き一定の措置を予定する。
- （4）仕様書・契約の際の特約として、交換工事及び維持管理について市内電気事業者を活用する旨を明記し、受注機会を確保する。

計画名 敬老事業委託料等の見直し（案）

1 現状と課題

本市では、長年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うため、市内在住の高齢者に対して、以下の事業を実施している。

敬老金の支給

数え100歳以上：祝金10,000円＋祝品

数え88歳：祝金10,000円

- ・敬老金品の配布は民生委員に依頼（地域高齢者の状況把握に寄与）
- ・県敬老事業は、数え100歳時に祝い品の贈呈
- ・国敬老事業は、満100歳時に内閣総理大臣名の祝状と銀杯の贈呈

敬老事業委託料

代表町内会長に敬老事業を委託。77歳以上の高齢者に1人当たり1,100円

敬老会開催補助金

敬老会開催地区に1人当たり400円

本市の高齢化率は、全国平均26%をわずかに下回る約24%である。

この先さらに高齢者は増加し、今後、団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」も控える中、このままだと、人口減少で税収が減ると反比例して、高齢者福祉に係る費用、介護保険料等の負担は増えるばかりとなる。健康寿命を延ばすための取り組みや介護予防事業を通して、介護事業の負担増を抑制するということが課題となる。

「敬老の日」制定から50年、半世紀を経て、自治体が高齢者に贈る祝金の一部又は全部を廃止する動きが広がっている（神戸市、大津市、高松市など）。

また、県内では、高浜市が16年度事業見直しを行い、敬老事業を廃止している。

本市においても、敬老事業が開始されたころと社会背景は大きく変化しており、事業の見直しに取り組むべき時期を迎えている。

2 今後の方針

敬老事業委託料等の対象年齢の見直しを行う。

3 取り組み内容

本市の敬老事業については、これまでも見直しを行ってきた。老人福祉法の主旨、国県の制度等に照らした場合、高浜市や神戸市のように廃止してしまうのは難しいが、当該制度の範疇での対象年齢の見直し等は可能と思われる。

本市では、委託料及び補助金について、事業仕分けの提言により、平成26年度から段階的に見直しを実施しており、敬老会を開催し活発に活動している町内会については補助金を支給、未開催の町内会にあっては事業委託費のみとしている。

このため現在、委託費1,100円／人、補助金400円／人であるものを、平成30年度は、委託費1,000円／人 補助金400円／人に変更する。

また、法の主旨に則り事業の大筋は変えることなく、時代の変化と健康寿命の伸びに応じて制度設計の一部見直しを図りつつ、「2025年問題」の到来を前に、高齢者の増加に備え将来負担を軽減するため、現在実施している事業仕分けによる見直しをベースとして、さらに、敬老事業委託料等の対象年齢を、数え77歳以上から数え80歳以上に引き上げるものとする。

なお、これを一つの契機として委託費と補助金の減額の見直しを検討していくこととする。

4 効果

歳出削減効果（平成29年8月1日現在人口統計表より）

○敬老事業委託料

数え77歳以上

$$17,873 \text{ 人} \times 1,100 \text{ 円} = 19,660,300 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$$

数え80歳以上

$$13,446 \text{ 人} \times 1,000 \text{ 円} = 13,446,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$$

$$\text{差引 (①-②)} = 6,214,300 \cdots \textcircled{5}$$

○敬老会開催補助金（「1/2」は敬老会開催地区の平均…概ね半数）

数え77歳以上

$$17,873 \text{ 人} \times 1/2 \times 400 \text{ 円} = 3,574,600 \text{ 円} \cdots \textcircled{3}$$

数え80歳以上

$$13,446 \text{ 人} \times 1/2 \times 400 \text{ 円} = 2,689,200 \text{ 円} \cdots \textcircled{4}$$

$$\text{差引 (③-④)} = 885,400 \text{ 円} \cdots \textcircled{6}$$

$$\text{単年度削減効果額 (⑤+⑥)} \div 7,000,000 \text{ 円}$$

5 実施時期

平成31年度からの施行を目指す。

6 担当課

長寿課

7 考えられる課題・問題点

高齢者の中には、これからの日本の担い手となる子育て支援に力をいれるべきだとの意見もあるが、一方で、長年にわたる社会の進展に寄与してきた者はもっと敬愛されるべきとの意見もある。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

高齢者福祉の在り方を見直し、長寿命化が進んでも、元気で過ごせるよう、健康保持や生活支援などの介護予防事業に重点を置き、シルバー元気教室などを実施することで健康寿命を延ばすよう取り組む。

計画名 医師会等協力費の見直し（案）

1 現状と課題

西尾市では昭和 48 年以來、福祉医療では西尾市医師会と西尾市歯科医師会に、国民健康保険では西尾市医師会、西尾市歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会に協力費を支出している。

協力費制度は、福祉医療である医療費助成制度（老人医療費、乳児医療費、障害者医療費等の助成制度）を周知し市民の保健の増進と福祉の向上を図らんとして医療機関等に協力を仰ぐために県下の多くの自治体で採用されてきたものである。当市で協力費制度の始まった昭和48年は、国民皆保険・皆年金が昭和36年に実現した後、老人福祉法、母子福祉法等も制定され、老人医療費無料化が始まり『福祉元年』と謳われた年である。

当時の国民一人当たり医療費は3.6万円であり、医療機関の協力を仰ぎ積極的な受診を勧奨した結果、当時73歳程度であった平均寿命も10年以上伸長し、1人当たり医療費も33.3万円となり、その目的を十分果たしたとして県内他市でも順次廃止され現在西三河9市で実施しているのは西尾市のみとなっている。

2 今後の方針

医師会等協力費を廃止する。

3 取り組み内容

医師会等協力費については、当初の目的を達成していると判断できるため、現在、福祉医療費及び国民健康保険事業（趣旨普及費）にて支出を行っている協力費を廃止することとする。

4 効果

平成 29 年度予算ベースでの削減額

福祉医療費 235 万 5 千円

国民健康保険事業（趣旨普及費）165 万円

計 約 400 万円

5 実施時期

平成 31 年度からの適用を目指す。ただし、関係団体の状況により、3 年程度の期間で段階的な縮減による廃止も可能とする。

6 担当課

保険年金課

7 考えられる課題・問題点

医師会等との調整を要する。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

医師会等協力費等は、これまで各団体運営における安定的な財源となってきたため、団体運営に支障が生じないように配慮する必要がある。

計画名 消防車の削減（案）

1 現状と課題

当市の消防力に関しては、合併や機能別消防団の発足などにより、順調に消防力の充実強化が行われるとともに、西尾市行財政改革推進計画（第 4 次実行計画）に基づき、消防車の配置や更新計画が見直され、5 台の消防車を削減するなど消防力の適正化も図られてきたところである。

しかしながら、車両更新となれば、消防車は高額なものが多く、1 台あたり水槽付ポンプ車約 4,400 万円、ポンプ車約 2,800 万円、救急車約 3,700 万円の予算が必要となる。

当市、公用車の中でも特に高額な予算が必要となる消防車の台数をさらに見直し、更新台数を 1 台でも抑えていくことが重要である。

2 今後の方針

消防全体の車両配置等を再検討し、市民の安全安心に影響が無いように 1 台でも多く消防車を削減する。

3 取り組み内容

機能別消防団の設置に伴い、可搬式消防ポンプを各分団に配備したため、消防署のポンプ車に余力が発生したと想定される。よって、総務省消防庁の示す整備指針に基づき、消防車の配置等を再検討し、ポンプ車を 1 台削減する。

4 効果

消防ポンプ車（1 台） 約 2,800 万円

5 実施時期

平成 32 年度

6 担当課

消防本部総務課

7 考えられる課題・問題点

消防力はより大きいほうが市民の安心に繋がるため、消防ポンプ車を削減することに対し、市民等から苦情が出る可能性がある。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

消防ポンプ車を削減しても影響がないことを説明し、理解を得る。

計画名 児童生徒健康増進特別事業（自然教室）委託料の廃止（案）

1 現状と課題

児童生徒健康増進特別事業（自然教室）委託料は、市内中学校生徒を対象として、生徒の健全育成を図るため、泊を伴う野外活動、スキー教室など教育活動に対して必要となる経費の支援を行うもので、教育委員会と各中学校長との間で委託契約を締結し、市は、1人あたり2泊の場合6,000円、3泊の場合6,500円の助成を行っている。

しかし、本事業については、近隣市町で公費の助成を行っているのは一部団体のみであることから、本市の厳しい財政状況を踏まえて見直しが求められている。

さらに、本事業は、実施していない中学校（10校中1校）もあり、泊を伴う行事が学校により様々で、実施対象としている事業にもばらつきが出てきているため、一律の経費負担という現行の契約の在り方を抜本的に見直す時期にもきている。

2 今後の方針

児童生徒健康増進特別事業（自然教室）委託料を廃止し、市費負担は行わない。

3 取り組み内容

泊を伴う野外活動に対する助成の目的は達成しているため、毎年度、教育委員会と各中学校長との間で交わしている、児童生徒健康増進特別事業（自然教室）委託契約を締結せず、1人あたり2泊の場合6,000円、3泊の場合6,500円の市の助成についても、その一切を行わないこととする。

ただし、廃止することによって野外活動、スキー教室等、教育活動が取り止めになるなど影響の大きさが懸念されるため、当面は現在の半額程度を助成することとし、後に廃止する。

4 効果

児童生徒健康増進特別事業委託料 決算額

平成 27 年度 909 万 6 千円、平成 28 年度 915 万 6 千円

児童生徒健康増進特別事業委託料 当初予算額

平成 29 年度 1,000 万 2 千円、平成 30 年度 942 万 6 千円（見込額）

※単年度ベースで概ね 500 万円の削減効果が見込まれる。

5 実施時期

平成 31 年度

6 担当課

学校教育課

7 考えられる課題・問題点

市費負担が無くなることで、その分、保護者側の負担増となることから、実施にあたってはかなりの抵抗があることが予想される。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

泊を伴う野外活動に対する助成の目的は達成しているため、このような措置を講じたことを保護者に対して丁寧に説明する。

ただし、貧困家庭等の状況など個別の対応が求められる場合もあるため、学校との調整の上、十分な配慮をしていく必要がある。

計画名 補助金制度の見直し（案）

1 現状と課題

補助金等の審査体制については、西尾市行政改革 第 2 次実行計画（第 12 号）により、以下の基本方針が示され、平成 13 年度から実施されている。

（1）終期の設定…サンセット方式の導入

ア 補助金の交付期間は、最長 5 年とする。

イ 既存の補助金で 5 年を経過したものは、廃止の対象とする。

ウ 引き続き交付する必要がある場合は、新設と同様の手続きにより、交付の適否を検討する。

（2）評価制度の導入

補助金の交付に際し、チェックシートを用いて評価する。

（3）スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規の補助金を設ける場合は、既存の補助金を整理し、類似補助金の統廃合も推進する。

この基本方針自体は、現在においても有益であるが、一市三町合併後の事情変更もあり、現在まで、この方針に沿った改革を進めるまでには至っておらず、現状では、5 年ごとの「終期」に、形式的な審査のみで更新手続を行う状況となっている。

現在の補助制度のままでは、既存の補助団体は既得権が尊重される一方、市民の新しい活動には補助金が交付されないという悪循環に陥っている。

2 今後の方針

先進地の事例等を参考に、新たに補助金にかかわりのない第三者の評価を加え、行財政改革と市民協働社会の視点に立脚し、現在、交付されている全ての補助金を見直すとともに、新たな補助制度を構築することが不可欠である。

具体的には、既存の補助金は一旦白紙に戻し、新規の補助要望と同じくゼロベースでの要望を前提とし、第三者による審査を経て、補助金交付の是非、予算配分の優先順位などを判断するものとする。また、新規の補助要望を喚起するため、公募型補助制度を導入する。

3 取り組み内容

平成 29 年度現在、交付されている約 160 すべての補助金を見直すため、「第三者による補助金検討等委員会」を発足させる。

この委員会が既存補助金の審査方法や新たな公募型補助金の導入などの見直し方針を決定し、補助金の見直しの目的や方法、今後の流れなどをまとめ、報告書として市民や各種団体等へ公表する。

その後、既存補助金を対象とした審査を行うため、担当各課から提出された審査表をもとに、必要に応じてヒアリング等を実施したのち、個別評価を実施する。

この評価に当たっては、先進地の事例を参考に、個別の補助金に対し、行財政改革と市民協働の視点に立脚し、公平性、戦略性、目的の明確化、補助・委託の明確化、事業補助、創意工夫、経理の適切性、自主性、8つの原則に基づいて評価を行い、それぞれ「継続、見直し、変更、廃止」の4つの区分に分類する。

さらに「廃止」以外に分類されたものは、補助金の性質を見極め、「一般補助金、公募型補助金、委託、市直接執行」の4つに分類する。

この評価結果については、公平性を期するため、すべて公表するものとし、誰でも閲覧できるよう、行政コーナーやホームページ上に公開する。

次に、より多くの市民による公益活動や新たなまちづくりを支援するため、「公募型補助金」をスタートさせる。この補助金についても、既存補助金の見直しと同様、第三者による書類審査や公開プレゼンテーション等で審査を行う。

4 効果

「ゼロベースでの補助金の見直し」と「公募型補助金の創設」を合わせて実施することにより、単なる補助金の見直しやシーリングという域を越え、市民協働社会構築のチャンスとすることができる。

5 実施時期

平成30年度までに制度設計を行い、翌31年度から新制度による運用開始を目指す。

6 担当課

企画政策課 新設する「補助金等検討委員会」の所管

財政課 審査により示された補助金の優先順位に基づく予算配分に係る所管

地域支援協働課 公募型補助制度を導入の所管

7 考えられる課題・問題点

既存の補助団体等からの反発が予想される。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

既存の補助団体等の立場から考えれば、従前と同じように補助を受けられるかどうか不透明になる。しかしながら、補助金の交付を受けているということは、限られた予算の中で貴重な税金を使っていることになるため、ここで一度、使用用途が不明確なものや効果が薄れているものなどを見直し、補助金交付の適否や活動内容等を公平な立場の方々に審査することが、今後、当市の市民協働社会構築のためには、必要不可欠であることを説明し、理解していただく。